

雇用政策と障害者（２）

～ 政府統計資料からみる雇用者と雇用障害者数の変動 ～

An Employment Policy and Disabilities

～ A Change of the Number of the Employees from Governmental Statistics ～

上 田 早記子

Ueda, Sakiko

抄録

戦後、障害者の雇用政策が拡大していく中、障害がある労働者数は実態としてどのような変化を示してきたのか。このことを「雇用政策と障害者」というテーマで分析する。「雇用政策と障害者」の論文は二部構成であり、本稿は後半部分であり副題にある「政府統計資料からみる雇用者と雇用障害者数の変動」について分析する。

前半部分においては、障害のある労働者数の変化を分析するために用いる「身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告」の調査項目に関する変遷と分析するにあたっての留意点を考察した。その結果、調査対象者が変化したのが六回あること、また、分析するにあたっての留意点が四点あることを明らかにしている。

後半部分の本稿においては、前半部分を踏まえたうえで、1977年以降の雇用障害者の五回の増加要因について考察している。その結果、増加要因が法改正等と捉えることが困難なものは1992年と2008年をピークとする増加であり、その増加要因は雇用情勢の変動による影響と考えられる。

キーワード： 障害者・就労・社会福祉・雇用政策・障害者雇用状況報告

前半（『四天王寺大学大学院研究論集』第5号、2011年、所収）

後半（本稿）

はじめに

1. 政府統計資料とその概要

（１）政府統計資料

① 政府統計資料の種類

② 「障害者雇用状況報告」とは

（２）雇用障害者とは

2. 「障害者雇用状況報告」の変遷

（１）時期区分

（２）記載事項と雇用障害者数

① 雇用義務以前

② 雇用義務以後

3. 分析するにあたっての留意点

1. 雇用義務制度導入後の雇用実態

（１）雇用障害者数の増減とその要因

（２）労働力人口に占める雇用者数

2. 統計から見る雇用障害者の増加要因

（１）雇用状況と雇用障害者の関係

（２）雇用政策と雇用障害者の関係

おわりに

はじめに

「雇用政策と障害者」は、障害者の雇用政策が拡大していく中、障害のある労働者数の変化について改めて分析し、障害のある労働者が増加する要因を検討することを目的とする。

本稿では、身体障害者の雇用が「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法とする。）」において義務となった1977年以降を取り上げる。そして、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告（以下、障害者雇用状況報告とする。）から雇用障害者の変化について検討するとともに、増加要因について考察する。その上で現在の障害者雇用政策の課題と展望についてみていく。

1. 雇用義務制度導入後の雇用実態

（1）雇用障害者数の増減とその要因

まず、1977年から雇用障害者の推移をみていきたい。表1は1977年以降の「障害者雇用状況報告」の推移であり、「公表されている数」と本来の雇用障害者数を把握するため1週間の所定労働時間が30時間以上の重度身体障害者をダブルカウントせず1人とするなどして算出した「実数」を示している。

表1からは1977年以降減少や停滞があるものの全体的に雇用障害者の増加がみられ、1977年と2010年を比較すると公表数では214,544.5人¹⁾（167.05%）の増加、実数では142,542人²⁾（125.68%）の増加がみてとれる。しかし、毎年一定して増加しているわけではなく、減少も存在する。図1は表1の「前年増減率」を図にしたものである。図1から注目すべき事柄は、1977年以降に雇用障害者数が増加する山が五回あることである。以下、可能な限り実数値で分析していく。

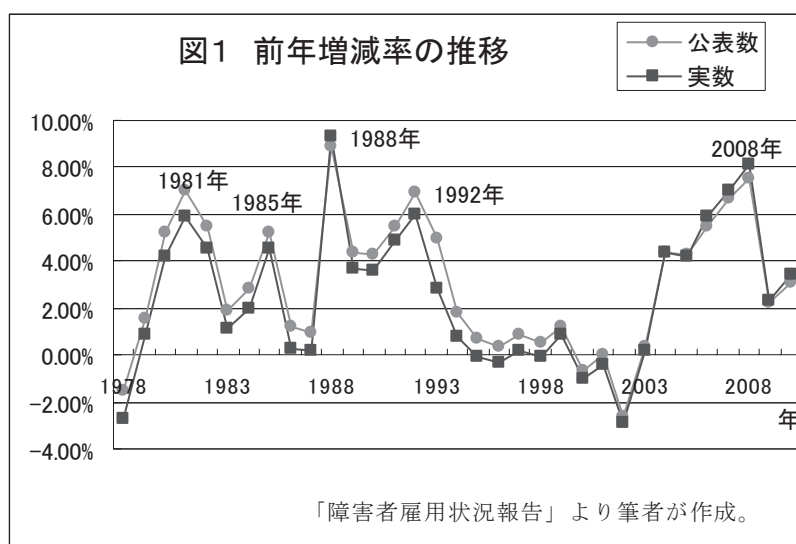


表 1 障害者の雇用状況

年	労働者数	公表数			実数			備考
		雇用障害者数	前年増減率	77年からの増減率	雇用障害者数	前年増減率	77年からの増減率	
1977	11771880	128429	—	—	113420	—	—	法定雇用率が1.5%、67人以上規模の企業が対象となる。
1978	11436902	126493	-1.51%	-1.51%	110314	-2.74%	-2.74%	
1979	11494705	128493	1.58%	0.05%	111280	0.88%	-1.89%	
1980	11934480	135228	5.24%	5.29%	115902	4.15%	2.19%	
1981	12238319	144713	7.01%	12.68%	122744	5.90%	8.22%	
1982	12514208	152603	5.45%	18.82%	128277	4.51%	13.01%	
1983	12628093	155515	1.91%	21.09%	129736	1.14%	14.39%	
1984	12830940	159909	2.83%	24.51%	132296	1.97%	16.64%	
1985	13390030	168276	5.23%	31.03%	138342	4.57%	21.97%	
1986	13562883	170247	1.17%	32.56%	138734	0.28%	22.32%	
1987	13785807	171880	0.96%	33.83%	139019	0.21%	22.57%	
1988	14270621	187115	8.86%	45.70%	151994	9.33%	34.00%	知的障害者が雇用率の対象となる。法定雇用率が1.6%、63人以上規模の企業が対象となる。
1989	14847892	195276	4.36%	52.05%	157554	3.66%	38.91%	
1990	15481796	203634	4.28%	58.56%	163277	3.63%	43.96%	
1991	16226815	214814	5.49%	67.26%	171264	4.89%	51.00%	
1992	16869262	229627	6.90%	78.80%	181519	5.99%	60.04%	
1993	17072450	240985	4.95%	87.64%	186718	2.86%	64.63%	重度知的障害者がダブルカウントとなり、短時間労働者が雇用率の対象となる。
1994	17076807	245348	1.81%	91.04%	188137	0.76%	65.88%	
1995	16982514	247077	0.70%	92.38%	187957	-0.01%	65.72%	
1996	16925077	247982	0.37%	93.09%	187260	-0.37%	65.10%	
1997	16999645	250030	0.83%	94.68%	187668	0.22%	65.46%	
1998	17008306	251443	0.57%	95.78%	187585	-0.04%	65.39%	
1999	17108973	254562	1.24%	98.21%	189196	0.86%	66.81%	知的障害者が雇用義務となる。法定雇用率が1.8%、56人以上規模の企業が対象となる(法の施行は1998年であるが、調査結果に影響を与え始めたのは1999年からである)。
2000	16914715	252836	-0.68%	96.87%	187300	-1.00%	65.14%	
2001	16936056	252870	0.01%	96.89%	186577	-0.39%	64.50%	
2002	16749384	246284	-2.60%	91.77%	181105	-2.93%	59.68%	
2003	16748964	247093	0.33%	92.40%	181441	0.19%	59.97%	
2004	17667306	257939	4.39%	100.84%	189400	4.39%	66.99%	
2005	18091871	269066	4.31%	109.51%	197388	4.22%	74.03%	
2006	18652344	283750.5	5.46%	120.94%	209029	5.90%	84.30%	精神障害者が雇用率の対象となる。
2007	19504649	302716	6.68%	135.71%	223737	7.04%	97.26%	
2008	20499012	325603	7.56%	153.53%	241836	8.09%	113.22%	
2009	20441198	332811.5	2.21%	159.14%	247512	2.35%	118.23%	
2010	20356456	342973.5	3.05%	167.05%	255962	3.41%	125.68%	

「障害者雇用状況報告」より筆者が作成。

第一の増加は1981年をピークとするものである。この時期の増加要因について、手塚直樹は国際障害者年により当時の労働省が障害者の雇用を事業所に強く働きかけた成果としている。実際、事業所は1980年に約9,500人の新規雇用を進め、翌年にも7,900人の新規雇用を進めている³⁾。

第二の増加は1985年である。前年増加率が4.57%と他に比べて高い要因は、日本電信電話公社（現在のNTT）の約3,500人と日本専売公社（現在の日本たばこ産業）の約400人が特殊法人から民間事業所に移行したためである。この3,900人は公表数のため、公表数の前年増加率5.23%のうち上述2社が占める割合をみると2.44%となる。つまり、1985年は実質2.79%の増加であり、1980年代の公表数における平均増加率が4.30%のため、1985年の増加は平均以下となる。このことから、第二の増加は、確かに1983年以降の数年間、雇用障害者数が増加傾向にはあるが、1985年の増加の要因は上述2社が民間事業所に移行したことによる影響が大きい。

第三の増加は1988年である。1988年は「障害者雇用促進法」の改正により、法定雇用率に知的障害者が算入し、報告対象の事業所が67人以上規模から63人以上規模にまで拡大するなどした年である。同年における知的障害者の雇用者数は9,407人であり、前年増加率9.33%のうち知的障害者が占める割合は6.76%である。前年と同様に身体障害者のみで算出した場合の前年増減率は2.57%の増加となる。1980年代の平均増加率は3.57%であるため、1980年代での2.57%の増加は大きな増加ではない（表2参照）。また、身体障害者のみの1980年代の平均増加率は2.82%のため同様のことがいえる。そして、2.57%の増加には、前年まで算出されていなかった63人以上66人以下の事業所で雇用されている身体障害者も含まれているため、前年度と同じ算出方法で比較した場合の増加率は2.57%より低い値となる。

表2 各年代の平均増加人数と平均増減率
（実数値より）

	平均増加人数	平均増減率
1980年代	4627.4人/年	3.57%/年
1990年代	3164.2人/年	1.87%/年
2000年代	5831.6人/年	2.78%/年
1980～2009年	4541.1人/年	2.74%/年

「障害者雇用状況報告」より筆者が作成。

表3 障害種別ごとの推移（1986年～1992年）

年	身体障害者			知的障害者		
	実数	前年増減率	増加人数	実数	前年増減率	増加人数
1986	138734	0.28%	392	—	—	—
1987	139019	0.21%	285	—	—	—
1988	142587	2.57%	3568	9407	—	—
1989	146675	2.87%	4088	10879	15.65%	1472
1990	151011	2.96%	4336	12266	12.75%	1387
1991	157315	4.17%	6304	13949	13.72%	1683
1992	165569	5.25%	8254	15950	14.35%	2001

「障害者雇用状況報告」より筆者が作成。

第四の増加は1992年をピークとするものである。表3は1986年から1992年までの障害種別ごとの雇用状況を示している。表3からは身体障害者数と知的障害者数が共に増加傾向にあることがわかる。しかし、前年増減率でみた場合、身体障害者は1987年に減少し、その後1988年以降増加し続け、1992年には5.25%にまで増加している。一方、知的障害者は、1990年に減少するものの、1991年以降増加傾向を示している。しかし、1989年以降10%代前半の増加率であり、ほぼ一定の増加である。1992年の前年増加率は身体障害者が5.25%であり、知的障害者が14.35%と知的障害者の方が9.1%高い。しかし、1992年において身体障害者は1%の増加によって1,572人の増加をもたらすのに対して、知的障害者は1%の増加によって139人の増加しかもたらさない。そのため、知的障害者の前年増加率が14.35%と身体障害者に比べて9.1%高くとも、増加人数でみた場合は身体障害者の増加の方が全体の増加に与える影響が大きい。そのことは、前年からの増加人数をみても、身体障害者が8,254人増加しているのに対して、知的障害者は2,001人と身体障害者の方が6,253人多いことからわかる。つまり、第四の増加は、知的障害者の影響で増加しているのではなく、身体障害者の雇用者数が増加したためといえる。

ちなみに、雇用障害者数に変動をもたらすと考えられる「障害者雇用促進法」は1992年7月1日に改正されている。しかし、障害者雇用状況報告は6月1日時点のものを報告するため、1992年の障害者雇用状況報告結果には影響を及ぼさない。1992年以前の法改正としては、第三期の1988年の改正があり、改正内容は常用雇用の知的障害者が障害者雇用状況報告の対象となったことである。つまり、1988年の改正によって、知的障害者が算入したことにより、障害者雇用全体に促進がかかったということもありうる。しかし、1992年をピークとする増加の直接的要因は同法の改正には管見のところ見出せない。

第五の増加は2008年をピークとするものである。表4は第四の増加である1992年以降の障害種別ごとの雇用状況である。1992年以降前年増減率は減少し始め、1995年には17年ぶりに雇用障害者数(実数)までもが減少し始めた。前年増加率は1994年から2001年まで+1以下の増減があるものの、ほぼ停滞し、2002年には最低値となる-2.93%にまで減少している。2003年には0.19%ではあるが増加傾向を見せ始め、2004年には前年増加率が4.39%、増加人数が7,959人となった。2000年代の平均増加率が2.78%であり、平均増加人数が5,831人であるため、平均より1.61%高く、2,028人多く、1993年から約10年間低迷していた状況が急激に増加傾向に変化した。2004年以降も増加が続き、2005年が4.22%、2006年が5.90%、2007年が7.04%、2008年が8.09%⁴⁾と増加した。2006年には精神障害者が算入されるが、精神障害者を除いた雇用者数でも2006年が4.79%、2007年が6.13%、2008年が7.09%と2008年まで増加を示している⁵⁾。この増加要因については、次節で考察を行うこととする。

表 4 障害種別ごとの雇用状況（1999 年～ 2009 年）

年	身体障害者		知的障害者		身体と知的障害者の合計数		精神障害者	
	実数	前年増減率	実数	前年増減率	実数	前年増減率	実数	前年増減率
1993	—	—	—	—	186718	2.86%	調 査 対 象 外	
1994	—	—	—	—	188137	0.76%		
1995	—	—	—	—	187957	-0.01%		
1996	—	—	—	—	187260	-0.37%		
1997	—	—	—	—	187668	0.22%		
1998	—	—	—	—	187585	-0.04%		
1999	—	—	—	—	189196	0.86%		
2000	—	—	—	—	187300	-1.00%		
2001	—	—	—	—	186577	-0.39%		
2002	—	—	—	—	181105	-2.93%		
2003	—	—	—	—	181441	0.19%		
2004	160354	—	29046	—	189400	4.39%		
2005	165213	3.03%	32175	10.77%	197388	4.22%		
2006	171721	3.94%	35119	9.15%	206840	4.79%	2189	—
2007	180985	5.39%	38529	9.71%	219514	6.13%	4223	92.92%
2008	191770	5.96%	43313	12.42%	235083	7.09%	6753	59.91%
2009	192870	0.57%	45900	5.97%	238770	1.57%	8742	29.45%
2010	195220	1.22%	49401	7.63%	244621	2.45%	11341	29.73%

「障害者雇用状況報告」より筆者が作成。

以上、1977 年以降の雇用障害者数の推移をみてきた。図 1 からは五回の大きな増加が見られたが、第二・三の増加は法改正によるものであり、実質的な大きな増加ではない。本来、雇用障害者が増加したのは 1981 年、1992 年、2008 年の三回存在しており、1981 年については国際障害者年の影響が大きいと言われている。1992 年と 2008 年については、その要因が明らかではない。しかし、その特徴として 1 年のみの突出した増加ではなく、年々少しずつ増加していく傾向にある。

（２）労働力人口に占める雇用者数

前節では、1977 年以降の「障害者雇用状況報告」から雇用障害者数の増加状況について述べ、またその要因について検討してきた。本節では、1980 年以降における労働力人口に占める雇用者の割合と雇用障害者の割合について概観していく。

表 5 身体障害者と一般雇用者

年	身体障害者 労働力人口 (A)	雇用障害者数 (B)	割合 (B/A)	前調査率	一般雇用者 労働力人口 (C)	雇用者数 (D)	割合 (D/C)	前調査率
1980	909000 人	115902 人	12.75%	—	5650 万人	3971 万人	70.28%	—
1987	1020000 人	139019 人	13.63%	0.88%	6084 万人	4428 万人	72.78%	2.50%
1991	951000 人	157315 人	16.54%	2.91%	6505 万人	5003 万人	76.91%	4.13%
2006	843000 人	168907 人	20.04%	3.50%	6657 万人	5472 万人	82.20%	5.29%

・厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/index.html>、2008 年 3 月 24 日。
・厚生省社会・援護局厚生課 / 監『日本の身体障害者』第一法規出版、1981 年、1991 年、1994 年。
・総務省「労働力調査」<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>、2010 年 8 月 18 日。
・厚生労働省「障害者雇用状況報告」

表 6 知的障害者と一般雇用者

年	知的障害者 労働力人口 (A)	雇用障害者数 (B)	割合 (B/A)	前調査率	一般雇用者 労働力人口 (C)	雇用者数 (D)	割合 (D/C)	前調査率
1990	156600 人	12266 人	7.83%	—	6383 万人	4835 万人	75.75%	—
2005	264500 人	31184 人	11.79%	3.96%	6651 万人	5393 万人	81.09%	5.34%

・厚生省児童家庭局障害福祉課 / 監『くらしの実情：平成 2 年精神薄弱(児)者福祉対策基礎調査結果報告』中央法規、1993 年。
・厚生労働省「平成 17 年度知的障害(児)者基礎調査結果の概要」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html>、2007 年 1 月 24 日。
・総務省「労働力調査」<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>、2010 年 8 月 18 日。
・厚生労働省「障害者雇用状況報告」

表 5 と 6 は、身体障害者の場合「身体障害児・者実態調査」、知的障害者の場合「知的障害児(者)基礎調査⁶⁾」より 15 歳～60 歳までの労働力人口を算出した値 (A)、「障害者雇用状況報告」より算出した雇用障害者の実数 (B)、労働力人口に占める雇用障害者の割合 (B / A) を示したものである⁷⁾。また、表 5 と 6 には、同年の「労働力調査」から一般の労働力人口 (C) と雇用者数 (D)、労働力人口に占める雇用者の割合 (D / C) を示している⁸⁾。

表 5 からは、身体障害者の労働力人口に占める雇用身体障害者の割合が 1980 年 12.75%、1987 年 13.63%、1991 年 16.54%、2006 年 20.04% と 1980 年以降増加傾向にあることがわかる。また、表 6 からは、データが少ないものの知的障害者の労働力人口に占める雇用知的障害者の割合が 1990 年 7.83%、2005 年 11.79% と増加傾向にあることがわかる⁹⁾。

一般雇用者の場合、労働力人口に占める雇用者の割合は 1980 年 70.28%、1987 年 72.78%、1990 年 75.75%、1991 年 76.91%、2005 年 81.09%、2006 年 82.20% と 1980 年以降増加している。1980 年から 1987 年の場合、身体障害者の労働力人口に占める雇用身体障害者の割合は 0.88% 増加しているのに対して、一般雇用者は 2.50% 増加している。つまり、雇用身体障害者よりも一般雇用者の方が増加率が高く、この傾向は他の年も同様であり、知的障害者についても同様のことがいえる。このことは、労働力人口に占める雇用者の増加は労働力人口に占める雇用障害者の増加より早く、割合の差は年々少しずつ拡大していることになる。

つまり、1980 年以降一般雇用者と雇用障害者共に増加しているということ、また、雇用障害者は増加しているもののそれ以上に一般雇用者の増加速度が速いということがわかる。

2. 統計から見る雇用障害者の増加要因

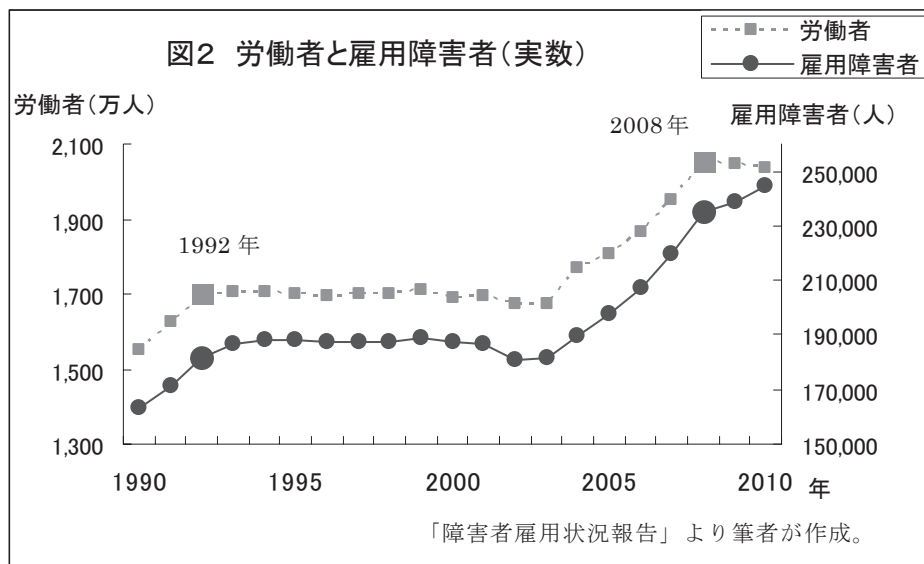
(1) 雇用状況と雇用障害者の関係

1980 年以降、増加要因が明らかでない雇用障害者の変化が二回あることを前章で述べた。この二回の変化である第四と第五の増加の要因について検討していく。杉原努は 2007 年までの統計から 2007 年の増加要因について、京都労働局発表「京都府内の障害者雇用状況について」を用いて、下記の三点の要因をあげている。しかし、最後に「障害者雇用増加は、福祉分野での取り組み強化、ハローワークでの取り組み強化、さらに企業における障害者雇用への関心の高まりという複数の要因が考えられるもので、一つの大きな要因が結果を左右するものではない¹⁰⁾」としている。確かに、雇用障害者の増加の要因が法改正に伴うものでなければ、障害者雇用政策など複数の要因が影響していると考えることができる。しかし、それぞれの影響がどの程度のものであるのか検証し、その主な要因が明らかとなることにより、今後の雇用障害者を増加させる指針となるものとする。そのため、その主要要因について検討を行う。

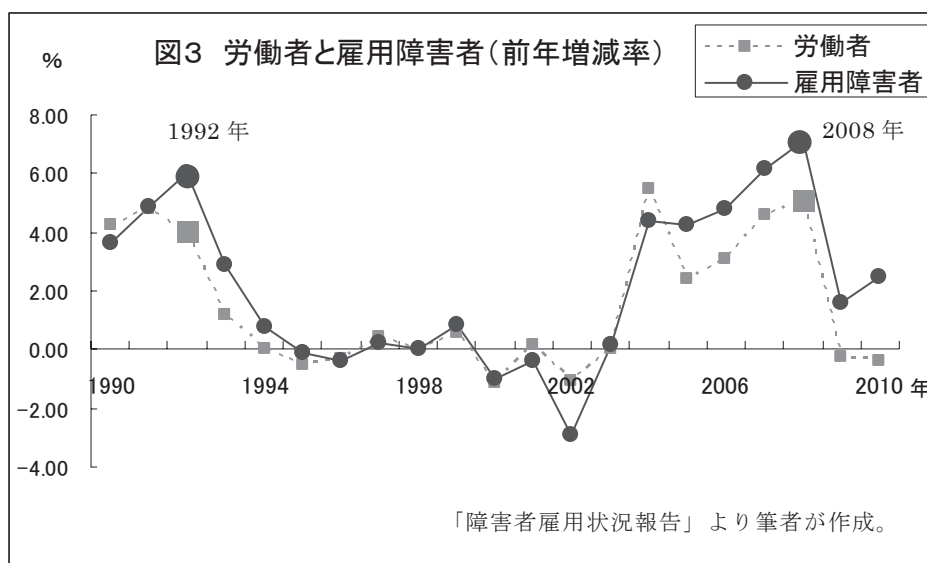
- ① 福祉分野での「障害者自立支援法」の成立(平成 17 年 10 月)により、福祉施設において福祉的就労から一般雇用への取組みが強化されたこと
- ② ハローワークにおける就職目標件数の設定、関係機関(就労支援機関、福祉施設、特別支援学校)との連携による積極的な就労支援の取組みにより、就業件数が伸びたこと
- ③ 企業側のコンプライアンス(Compliance：法令遵守)及び CSR (Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任)の意識の高まりによる企業自らの取組みに加え、ハローワークにおいて、平成 18 年度から雇用率未達成企業に対する指導基準の見直し(「障害者雇入れ計画」の作成命令発出基準の拡大)による指導の強化

労働者人口における一般雇用者数と雇用障害者数は共に増加している傾向があるということを第 1 章第 2 節で述べた。一般雇用者と雇用障害者の関係について更に分析するため、障害者雇用率の算出の基礎となる労働者(以下、労働者という)と雇用障害者のうち身体障害者と知的障害者の総数との関係をもてみる。図 2 と図 3 は労働者と雇用障害者の変化を示め

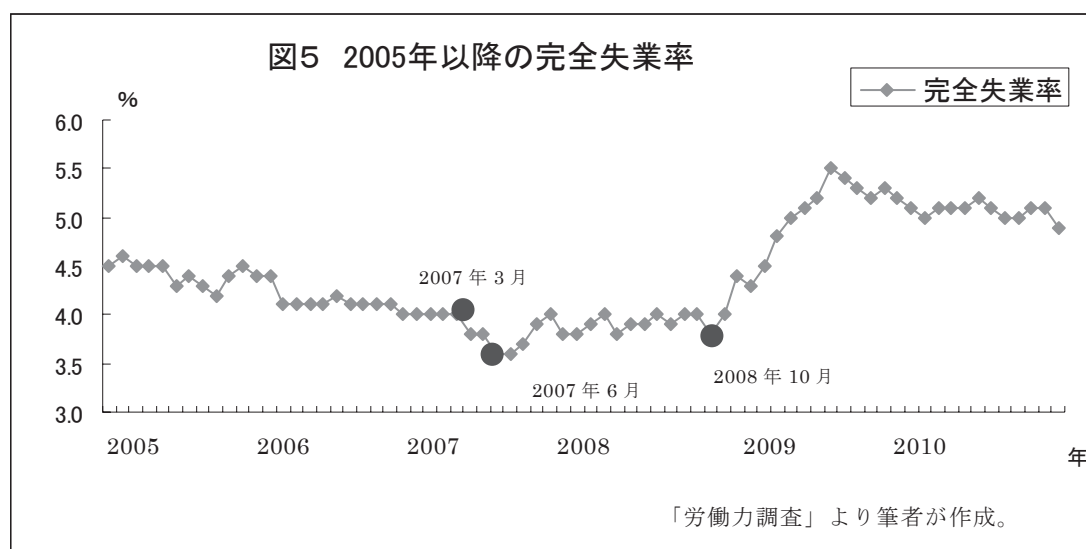
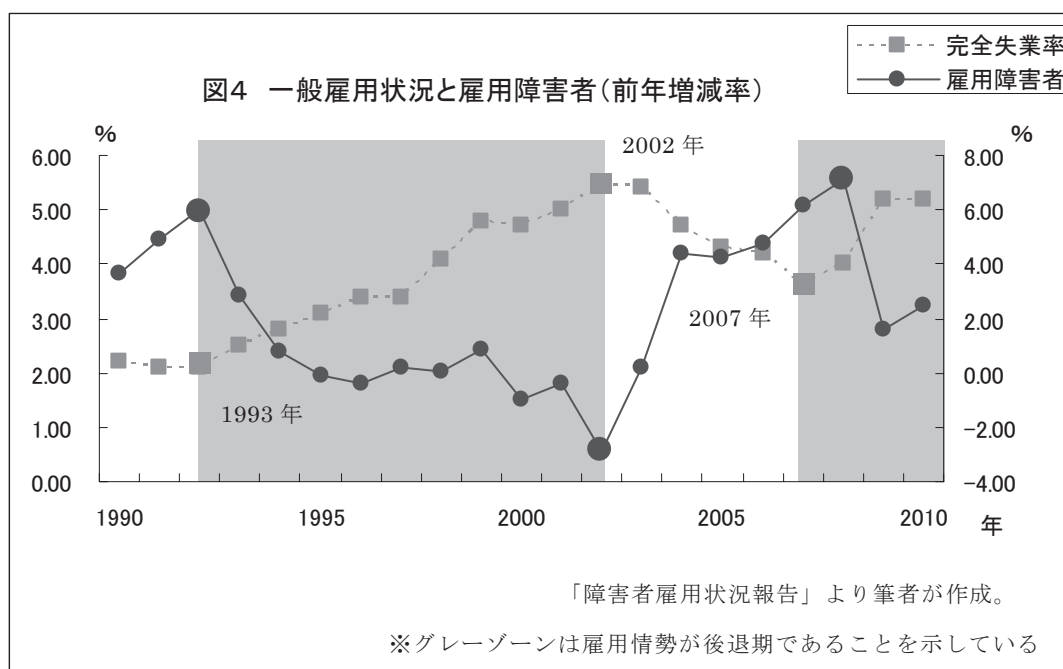
したものである¹¹⁾。図2は1990年以降の労働者と雇用障害者の人数を示している。第四の増加である1992年と第五の増加である2008年を含む1990年以降のすべての年において、労働者と雇用障害者の推移はほぼ同様に平行して動いていることが図2からわかる。



また、各年の増減を見やすくするために、労働者の前年増減率と雇用障害者の前年増減率を示したものが図3となる。図3からは労働者が増加すると雇用障害者も増加し、労働者が減少すると雇用障害者も減少している状況がわかる。また、増減する際の労働者と雇用障害者の値には差があり、必ずしも同じ値で平行しながら両者が変化しているわけではない。このことから、労働者や雇用障害者の増減率の値に違いがあるものの雇用障害者は労働者と連動して変化していることがわかる。



また、完全失業率¹²⁾を一般雇用情勢の一つの基準とし、完全失業率が上昇している時期を後退期と捉えて背景をグレーとしたものと雇用障害者の前年増減率を示したものが図4である。1993年以降完全失業率が上昇し雇用情勢が後退期に入ると、雇用障害者の前年増減率も低下し始め、両者とも悪化傾向を示している。また、完全失業率が下降し拡張期（2003～2007年）となる時期は、雇用障害者の前年増減率も上昇し始め、両者ともに改善傾向を示している。また、1990年から2010年の間において、完全失業率が最も上昇している2002年には雇用障害者の前年増減率も－2.93%と最も低下し、実数の場合5,472人の雇用障害者が前年から減少している。つまり、共に2002年は雇用情勢の底となっている。



1990年以降、雇用情勢が後退期に入る二回目は2007年であるが、雇用障害者は2008年まで上昇している。2005年以降の月ごとの完全失業率を概観していくと、確かに2007年3月

から下降している。しかし、6月、7月と停滞し、8月から上昇してはいるものの、その後はわずかな増減を繰り返しており、実質的に完全失業率が上昇し後退期へと続いていくのは2008年10月以降となる（図5参照）。つまり、2005年以降に生ずる後退期の始まりは2008年以降と読み解くことができる。

上記のことから、第四の増加である1992年と第五の増加である2008年をピークとする雇用障害者の増加は、一般雇用情勢と連動していることがわかる。

（2）雇用政策と雇用障害者の関係

雇用障害者の増加が一般雇用情勢と連動しているが、増減する際の労働者と雇用障害者の値には差があり、必ずしも同じ値で平行しながら両者が変動しているわけではない。一般雇用情勢が拡張期に入る際には雇用障害者の増加が見込まれ、その増加の値は固定されていない。そうであるならば、一般雇用情勢が拡張期の際には雇用障害者の増加率を高める政策を打ち出し、雇用障害者の増加を後押しすることによって、自然増加以上の増加を導き出すことが可能である。また、一般雇用情勢が後退期の際には雇用障害者の雇用情勢を維持する政策を打ち出すことによって、減少していく雇用障害者の値を少しでも止めることが可能となる。つまり、障害者雇用政策は一般雇用情勢の時期にあわせた対策を行うことと、拡張期には増加促進を行い、後退期には増加促進に力を注ぐより雇用維持を行うことにより、現存よりも多くの雇用障害者数を見込むことができる。

具体的には、法定雇用率の算定式を新たに設けることである。現在の障害者雇用政策の基本となる「障害者雇用促進法」には法定雇用率が定められており、法定雇用率は以下のような算定式による割合を基準とし設定されている。この法定雇用率の算定式の結果、つまりは1.8%ではなく、新たに一般雇用情勢に連動したものへと変更することがあげられる。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者} + \text{失業者} + \text{除外率相当労働者数}}$$

他にも、雇用政策を強化することなどが考えられる。現在では障害者雇用率未達成の事業所は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じ、一人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととなっている。この障害者雇用率未達成の事業所に対して、障害者雇用納付金ではなく罰金とするなど取締りを強化する政策があげられる。

おわりに

本稿では、障害者の雇用政策が拡大していく中、障害のある労働者数の変化について改めて分析し、障害のある労働者が増加する要因が雇用情勢の変動によるものであることを明らかにした。このことは一般に当たり前のように言われていることではあるが、今回そのことが客観的に実証することができた。

また、障害のある労働者数の変化について改めて分析するために、本稿では障害者雇用状況報告を用いた。同報告は他の障害者雇用統計と違い、毎年調査であり、推計値ではなく実数であること等により他の障害者雇用統計よりも正確に状況を把握することが可能であった。しかし、同調査にも法律の改正によって調査対象に変化があること、また、働いているすべての障害者を対象としていないことなど十分な調査データとは言いがたい。この問題を解決するためには、国立や民間など様々な研究機関によって調査を実施し、精密なデータが揃うことによってより確かな分析が可能となる。

注)

- 1) $(1977 \text{ 年から } 2010 \text{ 年の公表数による増加雇用障害者数}) = (\text{公表数による } 2010 \text{ 年の雇用障害者数}) - (\text{公表数による } 1977 \text{ 年の雇用障害者数}) = 342973.5 \text{ 人} - 128429 \text{ 人} = 214544.5 \text{ 人}$
- 2) $(1977 \text{ 年から } 2010 \text{ 年の実数による増加雇用障害者数}) = (\text{実数による } 2010 \text{ 年の雇用障害者数}) - (\text{実数による } 1977 \text{ 年の雇用障害者数}) = 255962 \text{ 人} - 113420 \text{ 人} = 142542 \text{ 人}$
- 3) 手塚直樹『日本の障害者雇用 ―その歴史・現状・課題―』光生館、2000 年、p.164。
- 4) 2008 年の増加には、2007 年 10 月に日本郵政公社が民営化したことに伴う増加が含まれる。2008 年の日本郵政公社における雇用障害者数ではないものの、2007 年 9 月時点の日本郵政公社における雇用障害者数を目安に 2008 年に日本郵政公社が民営化したことによる雇用障害者全体への影響を見る。2007 年 9 月には 4,578 人（公表数）の障害者が日本郵政公社で雇用されていた。2008 年の公表数における前年増加率は 7.56% であり、うち日本郵政公社の雇用障害者 4,578 人が占める率は 1.51% であり、実質 6.05% の増加となる。2000 年代の公表数の平均増加率は 2.77% であるため、6.05% は平均より高い。つまり、2008 年について、日本郵政公社が民営化したことによる雇用障害者の増加は前年増減率の $1.51 / 7.56\%$ であり、民営化以外の要因による増加の方が大きいことがわかる。
- 5) 1993 年から 2003 年については障害種別ごとの統計が公表されていないため、種別ごとにおける増加の検討はできなかった。
- 6) 「知的障害（児）者基礎調査」における知的障害とは、知的機能の障害が発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをさす。そのため、「障害者雇用状況報告」に示される知的障害と定義を異にする。
- 7) 「身体障害者実態調査」は、1980 年・1987 年・1991 年・1996 年・2001 年・2006 年と存在する。しかし、1996 年・2001 年は、「障害者雇用状況報告」において身体障害者のみの実数が不明なため、対象外とした。知的障害者も同様の理由により 1995 年・2000 年は対象外とした。

- 8) 本来であれば、雇用障害者の算出の基礎となる雇用者で比較すべきであるが、雇用障害者には短時間労働者が含まれているが、算出の基礎となる雇用者には短時間労働者が含まれていないため、労働力調査の雇用者数を用いている。総務省「労働力調査（長期時系列データ〈詳細集計〉）」<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>、2010年8月18日。
- 9) 知的障害者が障害者雇用率に算入され始めたのが1988年であるためそれ以降しか雇用者数のデータがないこと、1993年から2003年の間の障害種別ごとの雇用者数が公表されていないためにデータが少ない。
- 10) 杉原努「障害者雇用率制度における『ダブルカウント方式』の考察」『Core ethics』vol.5、立命館大学大学院先端総合学術研究科、2009年3月、p.221。
- 11) 1999年以降の推移をみるにあたり定義を統一するため、2006年以降の雇用障害者数は精神障害者を除く身体障害者と知的障害者の総数としている。
- 12) 完全失業率は障害者雇用状況報告の調査報告時期と同じ月である6月の数値を示している。前掲「労働力調査（長期時系列データ〈詳細集計〉）」。

「障害者雇用状況報告」の参考資料

- ① 日本障害者雇用促進協会 障害者職業総合センター編『障害者雇用関連統計集』日本障害者雇用促進協会 障害者職業総合センター、1992年3月。
- ② 日本障害者雇用促進協会 障害者職業総合センター編『障害者雇用関連統計集（2版）』日本障害者雇用促進協会 障害者職業総合センター、1997年3月。
- ③ 厚生労働省「平成22年 障害者雇用状況の集計結果」<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000v2v6.html>、2010年10月29日。 など

